

ID: 36

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	事業転換計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
【基準】 法第7条第1項の「事業の転換に関する計画の認定」に準ずる。 法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定) 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。 省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等) 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請) 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。 (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日